

求職者の資格取得を応援！

～求職者資格取得支援事業～

日田市では、就職促進の一環として、技能講習の受講料の一部を助成します。

【助成対象となる技能講習】

フォークリフト、玉掛け、小型移動式クレーンの運転技能講習など
※詳細は裏面の一覧をご覧ください。

【助成対象者】 次のすべての要件に該当する人

- ・市内に住所を有する満 18 歳以上の人（学生を除く）
- ・ハローワークに登録をし求職活動を行っている人
- ・国や県などから申請する技能講習の助成を受けていない人
- ・裏面の技能講習を修了した人

【助成金額】

- ・受講料（テキスト代を除く）の 1/2 以内
※1 人当たり 20,000 円を上限とし、1 人一回限りです。

【申請方法】

- ・技能講習終了後 30 日以内に、必要書類を提出してください。
- ・本人確認できる免許証もしくは保険証をご持参ください。

※詳細は市のホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。



←申請書等の様式は、日田市公式ホームページからダウンロードできます。

申請・問い合わせ先 日田市商工労政課 雇用・労働環境係

TEL0973-22-8239

別紙（助成対象となる技能講習一覧）

※労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）別表第18に規定する技能講習です。

- 一. 木材加工用機械作業主任者技能講習
- 二. プレス機械作業主任者技能講習
- 三. 乾燥設備作業主任者技能講習
- 四. コンクリート破砕器作業主任者技能講習
- 五. 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習
- 六. ずい道等の掘削等作業主任者技能講習
- 七. ずい道等の覆工作業主任者技能講習
- 八. 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習
- 九. 足場の組立て等作業主任者技能講習
- 十. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習
- 十一. 鋼橋架設等作業主任者技能講習
- 十二. コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習
- 十三. コンクリート橋架設等作業主任者技能講習
- 十四. 採石のための掘削作業主任者技能講習
- 十五. はい作業主任者技能講習
- 十六. 船内荷役作業主任者技能講習
- 十七. 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習
- 十八. 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 十九. 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習
- 二十. 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習
- 二十一. 鉛作業主任者技能講習
- 二十二. 有機溶剤作業主任者技能講習
- 二十三. 石綿作業主任者技能講習
- 二十四. 酸素欠乏危険作業主任者技能講習
- 二十五. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習
- 二十六. 床上操作式クレーン運転技能講習
- 二十七. 小型移動式クレーン運転技能講習
- 二十八. ガス溶接技能講習
- 二十九. フォークリフト運転技能講習
- 三十. ショベルローダー等運転技能講習
- 三十一. 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
- 三十二. 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
- 三十三. 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
- 三十四. 不整地運搬車運転技能講習
- 三十五. 高所作業車運転技能講習
- 三十六. 玉掛け技能講習
- 三十七. ボイラー取扱技能講習